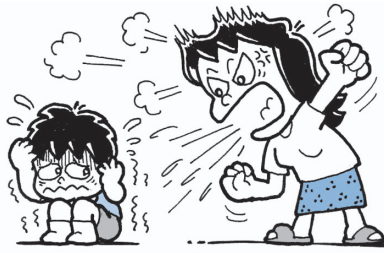


気づいていませんか、虐待のサイン

子育て支援課 2024-5821

児童虐待は、マスコミでも大きく取り上げられる社会問題です。本来、子どもを守る立場であるはずの親が子どもに身体的、精神的苦痛を与えてしまう児童虐待。しつけとの違い、子どもに及ぼす影響など、虐待について正しく理解し、子どもや保護者から発せられる虐待のサインを見逃さないことが大切です。

■こんなことしていませんか？



しつけのつもりで子どもをたた

く、家や車の中に置き去りにして出かける、子どもを無視する、きつい言葉遣いでしかりつける。思い当たることはありますか。

児童虐待で問題になるのが、その行為がしつけであるのか虐待であるのかという線引きです。いくら保護者が「しつけの問題」だと言っても、子どもにとって苦痛な行為は虐待になり、親権があるからといって正当

化されるものではありません。

児童虐待は子どもの心身に深い傷を与え、その後の人生に大きな影響を及ぼします。頼りにできる親から虐待を受けることの精神的負担は、相当大きいものとなります。

■子どもに及ぼす影響

身体的影響

低身長低体重や免疫機能、自律神経系への影響などが生じることがあります。また、暴力による外傷を負った場合、運動機能や言語機能の発達の遅れが生じることがあります。

知的影響

子どもの物事への関心が薄れ、知的発達が遅れる場合があります。

情緒的影響

褒められたり、認められたりする

ことが少ないと、自信が持てなくなり、周囲への不信感を抱くようになることがあります。

■虐待の要因

児童虐待の通告や相談件数は年々増加しています(①参照)。虐待は子どもの心身に大きな傷を残し、最悪の場合、死に至ることもあります。なぜ虐待は起こるのか。その背景にはいくつかの要因があります。

保護者側の要因

保護者自身が、虐待を受けて育った場合。性格が攻撃的衝動的である場合。望まない妊娠による子であつたりする場合など。

子ども側の要因

よく泣いたり、わがままを言ったりする「手のかかる子」の場合。子どもに慢性疾患や、障害がある場合など。

養育環境の要因

失業や賃金の削減などにより生活が苦しい場合。核家族化や隣近所との関係の希薄化により育児に関する相談相手が近くにいない場合など。

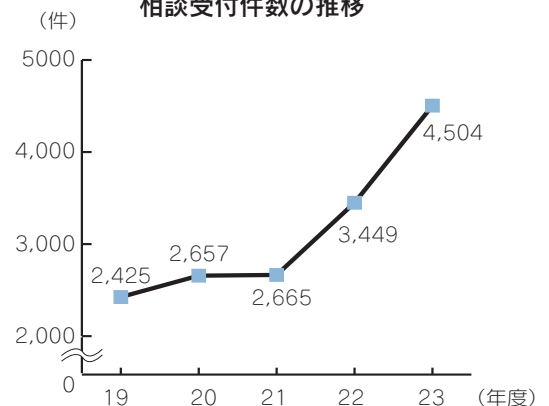
■虐待の種類と虐待者

虐待の種類は行為によって4つの種類に分類されます。統計によると、虐待の種類は心理的虐待が、虐待者は実母が一番多くなっています(②参照)。

②児童虐待の4つの種類

虐待の種類	具体例
心理的虐待	暴言、脅迫、無視、子どもの目の前でDV(ドメスティック・バイオレンス)を行うなど
身体的虐待	殴る、蹴る、溺れさせる、首をしめる、タバコの火を押し付けるなど
ネグレクト	家や車の中に置き去りにする、病気やけがをしても治療しない、食事を与えないなど
性的虐待	子どもへ性交・性的行為の強要、性器や性交を見せる。ポルノグラフの被写体にするなど

①県内児童相談所における児童虐待相談受付件数の推移

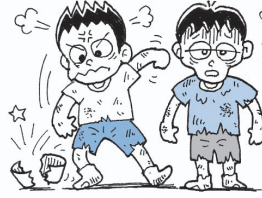


■虐待を防ぐには

虐待は、複数の要因が重なって起こります。虐待が行われる場合は、前兆と思われる行動が現れます。そしてそれは、子どもだけでなく保護者にも見られることがあります。次のようなサインを見逃さないことが、虐待を防ぐ適切な支援につながります。

子どもからのサイン

- 不自然なアザや、やけどのあとがある
- 服や体がいつも汚れている
- 急にやせた
- 表情が乏しい
- 落ち着きがなく乱暴になる
- 親を避けている
- 保護者からのサイン
- 家の中や外が散らかっていて、不衛生
- 隣近所との交流がなく孤立している
- 子どもの健康や安全に配慮していない
- 子どもを置いて外出している
- いつも子どもにも辛くあたる



■通報義務

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、すぐに、市町村や児童相談所などに通告しなければなりません。法律で定められています。通報の際は「もし違ったらどうしよう」「近所付き合ひもあるし」と考えてしまうかもしれません。しかし、虐待を防ぐには周囲の気づきが大切です。早期発見ができれば、問題が大きくなる前に解決ができます。また、保護者が子育てについて誰かに相談できるきっかけにもなるかもしれません。虐待のサインを少し

■体制の強化

でも感じたら、ためらわずに連絡・通報してください。

児童虐待は、その背景にある社会環境や、生活環境が影響することから、地域ぐるみで対策をとることが求められます。地域のネットワークを拡充し、市民一人ひとりが地域の親子を見守ることが大切です。

市では、県の児童虐待相談体制モデル事業を実施します。今年から3年間で、子どもと保護者の支援体制の構築、職員体制の強化を図り、児童虐待を未然に防ぐための取り組みを充実していきます。

児童虐待防止SOSセンター

市では、増加する児童虐待の相談に対応するため、昨年7月1日に「児童虐待防止SOSセンター」を設置。主な相談内容は、「親の怒鳴り声が聞こえる」などの近隣住民からの通報、子ども本人から「親に叩かれた」などの相談、親からの育児相談などがありました。身の回りの「もしかして…」その気づきで子どもだけでなく、保護者もまた救われるかもしれません。

専用電話…**tel0120-283-505**
(通話中の場合は子育て支援課 **tel224-5821**)

開設日時…月～金曜日、午前8時30分～午後6時15分(祝・休日、年末年始を除く)
*ファクス **tel0120-283-565** でも相談できます。(即日の対応ができない場合があります)
*開設日時以外は「休日夜間児童虐待通報ダイヤル」 **tel048-779-1154** (虐待通報のみ)にご連絡ください。

土日子育て電話相談室
「やまぶき」 **tel234-3166**

土曜・日曜にも相談ができる電話相談室「やまぶき」を開設しました。専門の相談員が対応します。平日、時間が取れない方も気軽にご利用ください。
相談時間…土・日曜日、午前9時～午後5時

③虐待者別割合と虐待種類別割合

(平成23年度埼玉県)

